様式第１２号

**労働環境チェックシート**

　　　年　　月　　日

　ふじみ野市長　宛て

**契約件名**

**受 注 者**　所　在　地

名　　　称

代表者氏名

※回答欄のいずれかの□にレ点を付してください。（「いいえ」の場合は、早急に改善してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　　　　　　　　　目 | 回　　　答 |
| １  労働条件等 | (1)　就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。 | □はい  □いいえ |
| (2)　３６協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。 | □はい  □いいえ |
| (3)　就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。 | □はい  □いいえ |
| ２  安全衛生関係 | (4)　毎年定期的に健康診断を実施していますか。  　また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。 | □はい  □いいえ |
| (5)　事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。 | □はい  □いいえ |
| (6)　分煙化の推進など、受動喫煙対策を行っていますか。 | □はい  □いいえ |
| ３  労働時間の管理 | (7)　労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。 | □はい  □いいえ |
| (8)　休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。 | □はい  □いいえ |
| ４  賃金 | (9)　賃金台帳等から適正な計算・支払が行われていますか。 | □はい  □いいえ |
| (10)　時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。 | □はい  □いいえ |
| (11)　賃金は、通貨で全額を労働者に直接、毎月１回以上及び一定期日を定めて支払っていますか。 | □はい  □いいえ |
| (12)　当該契約に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。  ＊工事、修繕請負契約については「労働者の配置計画書」（様式第２号）に記入 | 時間単価  　　　　円  職種 |
| ５  各種保険加入の手続 | (13)　社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が適切ですか。 | □はい  □いいえ |
| ６  法定帳簿等の整備状況 | (14)　法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。 | □はい  □いいえ |
| (15)　労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。 | □はい  □いいえ |

※**「いいえ」**の場合は、次の区分・項目設問番号と理由を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分・項目  設問番号 | 理　　由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**※このシートは、公契約で働く労働者の労働環境を確認するために作成していただくものです。**

※最低労働賃金単価の記入方法（区分４項目（12））

・本契約における業務に主として従事する従業員のみを対象とします。雇用形態は問わず会社役員は含みません。

・労働賃金単価を1時間当たりで計算し、その額と業務内容を記入してください。

　（記入例）最も低い賃金単価　　時間単価　1,000円　　　職種　清掃

・「工事、修繕請負契約」については「労働者の配置計画書」（様式第１２－２号）に記入してください。

（表）

様式第１２－２号

**労働者の配置計画書**

　　　年　　月　　日

　ふじみ野市長　宛て

**契約件名**

**受 注 者**　所　在　地

名　　　称

代表者氏名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種 | 職種 |  | 員数 | 最低労働賃金単価  （１日あたり） | 施工業者名  （元請・下請別） |
|  |  |  | 人 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

＊この計画書は、「労働環境チェックシート」（様式第１２号）と合わせて契約締結後１か月以内に工事監督員に提出してください。

（裏）

＊記載に当たっての注意事項

【対象とする労働者の範囲】

本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される５１職種に該当する労働者とします。

※現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含みません。

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

　対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

　以下の構成により算出した額を、会社所定の１か月の労働日数により日単位に換算します。

基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）及び実物給与の合計

※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等

○対象となる５１職種

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | | | |
| 土木一般世話役  特殊作業員  普通作業員  軽作業員  とび工  石工  ブロック工  電工  鉄筋工  溶接工  運転手（特殊）  運転手（一般）  型わく工 | 潜かん世話役  潜かん工  さく岩工  トンネル世話役  トンネル特殊工  トンネル作業員  橋りょう世話役  橋りょう特殊工  橋りょう塗装工  山林砂防工  大工  左官  配管工 | はつり工  造園工  塗装工  鉄骨工  防水工  軌道工  法面工  高級船員  普通船員  潜水士  潜水連絡員  潜水送気員  板金工 | タイル工  設備機械工  交通指導員A  交通指導員B  サッシ工  屋根ふき工  内装工  ガラス工  建具工  ダクト工  保温工  建築ブロック工 |

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。